

次期総合計画策定要領

1 計画策定の基本方針

(1) 総合計画の構成及び期間等

次期総合計画については、社会経済情勢の変動の加速度が増す状況に適切に対応するため、基本構想と基本計画を一つのものとし、計画期間を令和 17 年度までの 10 年間とするとともに、目標数値及び重点施策の設定は、実施計画で行うこととする。

表：みらい創生プランと次期計画の比較

		みらい創生プラン	次期計画
基本 構 想 ・ 基 本 計 画	計画 期間	(基本構想) 平成 13 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 17 年度
		(基本計画) 平成 29 年度～令和 7 年度	
	構成	(基本構想) 将来像、基本条件、施策大綱、目標	10 年後の展望、施策大綱（市の将来像）、目標、施策、展開方針
		(基本計画) 計画目標（数値目標）、施策、展開方針（評価指標）、重点施策の設定	
実施 計 画	計画 期間	令和 3 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 12 年度
	構成	基本計画に定めた重点施策について、基本目標の下に数値目標、重点施策の下に K P I 及び事業を設定（地方版総合戦略と一致）	目標数値を定めた基本目標の下に重点施策を設定するとともに、展開方針の下に K P I 及び事業を設定（地方版総合戦略と一致）

(2) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略との関係性

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定により、国の総合戦略を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならないとされている。また、国の総合戦略と同様、地方版総合戦略を定めるに当たっても、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることが考えられるとされている。事務の効率化及び計画相互の整合性を図る観点から、次期実施計画は「（仮称）三浦市版総合戦略（第 3 期総合戦略）」を兼ねるものとする。

(3) 市民参加

住民、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア（産官学金労言）等で構成する総合計画審議会での審議をはじめ、市民アンケート、ワークショップ及びパブリックコメントなどにより、積極的な市民参加を促すものとする。

(4) 庁内での検討組織

総合計画策定に関する庁内での検討を進めるため、関係する部課等の職員で構成するプロジェクトチームを設置する。

2 基本構想・基本計画

(1) 基本構想・基本計画の構成と策定方針

ア 10 年後の展望

- (ア) 市の現状と課題
- (イ) 今後予測される社会経済情勢の変動
- (ウ) 市民等に求められる姿勢

イ 施策大綱（市の将来像）

10 年後の展望に基づき「ひと」、「まち」、「しごと」、「自然」の将来像を明示する。

ウ 目標・施策・展開方針

市の将来像実現のために掲げる行政分野別目標と 10 年間で展開する施策及び具体的な方針を定める。

（2）進行管理

計画期間内における進行管理は、行政評価システムによる施策評価によって行うものとし、原則として施策の方向と基本的内容の見直し（改定）は行わない。

3 実施計画

（1）位置付け

今後 5 年間で進める重点施策について、財政推計と連動した個別の実施計画事業を定めるとともに、毎年度の予算編成、事業実施の指針を定める。

なお、数値目標を定め、行政評価の対象とする。

（2）策定方針

具体的な策定方針については、別途定めることとする。

附則

この要領は、令和 7 年 1 月 日から施行する。